

## オークション代行出品契約、約款

- 第1条 \_\_\_\_\_(以下、甲という)は、(株)トラストカーサービス(以下、乙という)が会員のオートオークション 会場へ甲の依頼する車両の代行出品を行う。
- 第2条 乙はオークション会場から請求される出品料、成約料ならび陸送費と代行手数料などの費用を差し引き車両落札料から清算を行い甲に支払うものとする。
- 第3条 出品車両が成約された場合、乙はオークション会場から支払われる車両代金から代行手数料5%(最低5万円)と第2条の経費を差し引き、落札された日から10日以内に甲の指定する銀行口座等に振り込みものとする。
- 第4条 オークションで希望金額に達しないで流れてしまった場合は次週に再出品されるか、乙に買い取りを依頼するかまたは甲へ車両を戻すかは甲の判断で実施する。その際発生する出品料、陸送費等はすべて甲の負担とする。また第2条で発生した費用に関しても合わせて請求するものとする。
- 第5条 甲は出品依頼する車両の車検証、自賠責保険証、リサイクル券、納税証明書、実印を押印した委任状と譲渡書または申請書と印鑑証明書または住民票をならび出品表に記載のあるものすべてをオークション出品予定日の3日前までに乙に提出するものとする。
- 第6条 甲が依頼した車両の名義変更が終了したならば、乙は速やかに甲に報告しなければならない。
- 第7条 オークション会場搬入日まで依頼車両が万が一のことがあった場合は、乙は落札希望価格に5万円をプラスしてご精算することとする。
- 第8条 万が一出品車両がメーター改ざん、盗難車、冠水車などの重大な事実が判明した時は出品したオークション会場の規定に従い、車両代金の返還、損害賠償に応じることとする。
- 第9条 甲の都合で出品した車両をキャンセルした場合は違約金として1万円と出品料や陸送費を合わせて支払、キャンセルできるものとする。
- 第10条 乙は甲の個人情報の本契約の目的以外には使用しない。
- 第11条 本契約に関する紛争については乙の居住地の裁判所を第一審の管轄裁判所とすることを書く当事者は合意する。

以上

平成 年 月 日

甲(お客様) ご住所 \_\_\_\_\_

お名前 \_\_\_\_\_ 印

乙(当 店) 〒391-0011

長野県茅野市塚原1-17-1

株式会社トラストカーサービス

オギノ茅野ショッピングセンター店

代表取締役 田中浩之 印